

給実甲第1267号

令和2年2月3日

人事院事務総長

給実甲第660号の一部改正について（通知）

給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和2年2月3日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| 規則第9条関係<br>1・2 （略）<br>3 <u>規則第9条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、給実甲第580号（扶養手当の運用につ</u> | 規則第9条関係<br>1・2 （略）<br>3 <u>規則第9条第1項の「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当における取扱い（給実甲第580号給与法第11条の2及び規則第3条関係第3項）の例によるものとする。</u> |

て) 給与法第11条の2及び規  
則第3条関係第3項及び第4項  
の規定の例によるものとする。

以 上